

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 平成30年2月8日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者 野 原 俊 郎 （千葉地方裁判所刑事第1部判事）
裁判官 斉 藤 仁 美 （千葉地方裁判所刑事第1部判事補）
裁判官 加 藤 優 輝 （千葉地方裁判所刑事第1部判事補）
検察官 高 梨 未 央 （千葉地方検察庁検事）
弁護士 碓 井 卓 也 （千葉県弁護士会所属）
弁護士 青 木 達 也 （千葉県弁護士会所属）

1 番 裁判員経験者

2 番 裁判員経験者

3 番 裁判員経験者

5 番 補充裁判員経験者

6 番 裁判員経験者

7 番 裁判員経験者

8 番 裁判員経験者

議事要旨

別紙のとおり

(別紙)

【司会者】

こんにちは。千葉地方裁判所刑事1部の裁判長をしております野原と申します。

本日は意見交換会にお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

この意見交換会は裁判員、補充裁判員を経験された皆様方に、それぞれが担当された事件や公判を振り返っていただき、裁判員裁判をよりよい制度にしていきたいという趣旨で皆様の御意見を賜るために行うものでございますので、どうぞ忌憚のない御意見を頂きたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

まず最初に自己紹介をしたいと思います。

今日は裁判官、弁護士、検察官もいらっしゃっていますので、それぞれ自己紹介いただいた後に、皆様方にも一言ずつ自分の担当された事件の感想をお伺いしたいと思います。

それでは、まず裁判官から自己紹介いたしますので、よろしくお願ひいたします。

【斉藤裁判官】

裁判官の斉藤仁美と申します。裁判官になって4年目で、左陪席の裁判官をしております。

裁判員の皆様といつも接しさせていただいておりますけれども、職務に従事していただく期間中は何かとばたばたしてしましまして、ゆっくり御感想を伺うということができないものですから、本日は皆様から生で御意見を伺う貴重な機会だと思っております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

【加藤裁判官】

千葉地裁で刑事1部の裁判官の加藤優輝と申します。私は裁判官になってまだ日が浅くて、裁判員裁判は一度も経験したことがないのでございますけれども、本日、裁判員を御経験された皆様に来てくださって、貴重な御意見を頂けるということで、それを是非しっかり聞いて、しっかり学んで、これから生かしていきたいと思っております。

で、どうぞよろしく願いいたします。

【碓井弁護士】

弁護士の碓井と申します。弁護士になってから10年ほど経ちます。裁判員裁判は、数えてはいませんが十数件ほど担当したのではないかと思います。

立場上、裁判員の方とお話をするのは全くなくて、裁判員の方の声を聞くのも裁判員裁判の終盤の被告人質問あたりで初めて聞くということが多いので、今日は皆様の意見を聞く貴重な機会と思っております。

よろしく願いいたします。

【青木弁護士】

同じく弁護士の青木と申します。私は弁護士7年目で、裁判員裁判は大体6件ぐらいやっているかと思います。

この意見交換会の参加も3回目になろうかと思います。毎回非常に貴重な意見を伺って、大変参考になる意見が多いので、今日も楽しみにしています。よろしくお願い致します。

【高梨検察官】

検事の高梨と申します。よろしく願いいたします。

私はこちらの刑事1部の事件を担当している検事で、千葉では裁判の立ち会いのみを業務として行っております。

千葉はほぼ月1回ぐらいのペースで裁判員裁判があつて、他の庁と比べますと非常に件数が多い庁で、今回参加された方が担当した事件もさまざまな犯罪名称が入っていますので、こういう事件のときは、こんなことがもっと分かったらよかったとか、今後の業務に反映できるようなものをいろいろ皆さんから伺いたいと思っております。

よろしく願いいたします。

【司会者】

どうもありがとうございました。

それでは、参加者の皆さんから順番に、御担当された事件とか、あるいはそのときの一般的な感想を言っていただけると助かります。

では、1番の方からお願いいたします。

【1番】

私が参加したのは、2年前になりますが、科捜研も出てくるなど、まるでドラマのような裁判だったので、そこからいろいろなものを見る目が少し変わったなという記憶があります。よろしくお願いいたします。

【司会者】

1番の方が御担当された事件は、危険運転致死傷の事件ですね。非常に高速度で走行して事故を起こしてしまって、被害者が亡くなられてしまったというものでした。では、2番の方、お願いいたします。

【2番】

私が裁判員をしていたのは、やはり1年少し前なのですけれども、今でも割と鮮明に覚えているぐらい印象的だったなという感じがしていて、当時やはり資料とかで血が出るような写真とかを見ていて、うわっと思ったこともあったのですけれども、今回、参加者の担当した事件と比較してみると、私が担当したのは建造物侵入、強盗致傷、窃盗ということで、軽い方でよかったななどと思っています。

【司会者】

事件に重い、軽いはありますけれども、事実認定の難しさは罪名では決まりません。御苦労されたものが多いと思いますので、またいろいろと御意見をお願いいたします。では、3番の方、お願いいたします。

【3番】

私が担当しました事件は、建造物侵入、強盗致傷ということなのですが、割と簡単というところなのなのですが、あまりもめることもなく決まったのを覚えていません。

感想としましては、他の裁判員の方とも、これはどうなっているのだろうねみた

いな形で割と盛り上がりましたし、裁判員をやってみてよかったと思いました。

【司会者】

3番の方が御担当された事件は、強盗致傷という罪名なのですが、共犯者の話が信用できるかどうかという判断をしたという事件でしたね。

では、5番の方、よろしく願いいたします。

【5番】

担当しましたのは、覚せい剤の運び屋の事件で、被告人が覚せい剤を隠し持っていたかどうかの認識があったかが争点でした。

全体の感想なのですが、裁判というのは非常に論理的な世界だという印象を受けました。

裁判長が、意見を丁寧に拾い上げていらしたり、この方がもし教員になったらすばらしい教育者になるのだろうかというような、そんな誠実な対応をされていました。

よく例え話であるのですが、グレーの紙に回りを白で縁取りすると黒で縁取りするのでは、中のグレーの色が違って見えてくる。裁判においても、裁判官が事実即して判断しなくてはいけないと言われていたのだけれども、そういった感情とか印象が非常に大きな比重を占めるのだなと考えています。

例えば、ある証人が裁判である英語の単語を使ったのですが、その単語を使ったかどうか、言葉が正しいかどうかを弁護人が否定しようとするのです。そのときに、事実即してというよりは、その証人の英語の語学力、どこで英語を学習したとか、そういつて証言の証拠価値を低めようとして、全体的な判断を下していくのかなと、その感情の面の大事さを改めて認識しました。

【司会者】

ありがとうございます。

今、5番の方が担当された事件は、無罪になった事件ですね。1番の方も認定が変わり、一部無罪になった事件ということで、非常に細かいところまで評議をされ

て、そういう判断を下されたのだと思うのです。

では6番の方、お願いいたします。

【6番】

私は去年、覚せい剤の密輸で、被告人が二人おられた事件を担当しました。どこまでお互いに覚せい剤の認識をしていたかが争点でした。

周りにも裁判員経験者はほとんどいませんし、非常にいい経験をさせてもらったと思っています。

【司会者】

ありがとうございます。

では7番の方、お願いいたします。

【7番】

担当した事件は、6番の方と同じでしたが、全体的な感想ということで言いますと、私は今、法学部の学生で、将来的に法曹も少し考えているような感じなので、そういう意味で、裁判員として今この時期にこういうような形で経験を積めたというのは、結構いい経験になるかなと思っています。

割とストレートに検察官の主張がそのまま通ったような事案だったのですが、評議の時間とかも割と早く終わったという印象で、あれ以上時間があつたら、何か結論が変わったのかと言われると、全然そうではないのですが、でもあの時間で人の人生の数年間を奪ったのは、それはそれでどうなのかというところは、少し引っかかりとしては残っているというような印象です。

今日はよろしく申し上げます。

【司会者】

どうもありがとうございます。

では最後に8番の方、お願いいたします。

【8番】

担当した事件は、ブラジル人の方と中国人の方と外国人の方が二人出てきて、通

訳の方が二人も入ったので、分からないこともありました。評議の場で、裁判官がすぐに黒板に質問したことをいろいろ書いていただいたのでとても助かりました。また、こう言うては不謹慎かもしれないけれども、いろいろな方とも出会えて、とても楽しかったです。今日もまたそんな意味で、とても楽しみにして参りました。

よろしくお願ひいたします。

【司会者】

8番の方の担当された事件は外国人の被告人で、証人尋問をやる時に、二重通訳になったのです。答えが戻ってくるまでに時間がかかるということで、心証というか自分の理解を深めていくのになかなか苦勞されたようです。どうもありがとうございました。

では、今日のテーマについて御説明いたしますが、評議の場面に少しスポットを当てたいと思います。ただ、これで縛るものではありませんので、選任の段階から、あるいは法廷の審理なども含めて御発言ください。

評議における裁判員、補充裁判員の方々と、裁判官の協働、一緒にやっていくということをテーマにさせていただきました。裁判官というのはおしゃべりが多いので、しゃべり過ぎていないかとか、あるいは遠慮して、逆に分かりにくくて、分からないまま御意見を求めたりしていないかなど、自己反省もしたいということでこういうテーマにさせていただきました。

では、まず評議の前には法廷で検察官、弁護人の立証活動を見てきたと思います。その中で、検察官や弁護人の立証活動とか説明で、もう少しこうしてくれると評議のときに分かりやすかったのとか、立証が非常によく分かったから、評議しやすかったとか、そのような御意見をいただければと思っております。

まず、冒頭陳述が理解しやすかったか、あるいは評議の場でそれが参考になったかどうかということについて、御意見があればいただきたいのですが、いかがでしょうか。

【7番】

冒頭陳述ですけれども、ものすごく分かりやすくまとめられた資料が配られて、あれはその後の話を聞いていくにしてもかなり参考になったなと思っています。

検察官は、検察庁という組織の中で分かりやすさみたいところは多分だんだん向上していった、こういう形になっているのだろうなという印象を受けました。

【3番】

やはり資料はすごく分かりやすかったです。簡単に言いますと、被告人Aがこう言いましたみたいところを、吹き出しとか、結構図とかも使っていたので、すごく分かりやすかったと思います。

ただ、我々の経験というのもあると思うのですけれども、時系列の部分が書いてはあるのですけれども、はっきりせずに、これは何日後だったかしらみたいのことをみんなで資料を見ながら話したことを記憶しています。

【6番】

今、7番の方が言われたように、検察官は多分慣れておられるのか、我々に対して分かりやすいような資料で説明をしてきていたのですが、弁護人の方は、メモのような資料しか出てこなかったのです。あとはほとんど口頭で話すのですけれども、はっきり言って、何を言っているのか分からなかった印象です。

情報量としては、検察官の資料にしても紙1枚の資料ですから、適当なのか分かりませんが、あとはやはり口頭で説明することをメモするしかなかったのも、それほどどこまで我々としてメモすればいいのか分からないから、とりあえず一字一句を書いていったりしたのだけれども、そうなるのとんでもない量になってくるし、今度は評議のときにそれを読み直そうと思っても、あまりにも煩雑に書いているし、どこがポイントなのかが全然まともに聞けなかったなというのがあります。

今回、我々がやったものでいくと、検察官の資料が、これからこういうところを説明していきますという章立てみたいなきっかけだったので、これは弁護人の資料には、メモ的なことで、何を説明されようとしているのかが分からない、要

はポイントがずれているのかなと思いました。

【司会者】

ポイントが分かりにくいということと、書いてあることの相互の関係が分かりにくいということですかね。検察官の方は論理的に書いてあるということですか。

【6番】

要は我々は素人ですから、素人に分かりやすいような章立てみたいに書いていただけるとありがたい。今回の弁護人というのは、あくまでもプロを相手にされているような印象を私は持ちました。

【司会者】

他の方はいかがですか。私が担当した事件の弁護人はよかったよというのがありますか。

【5番】

特に弁護人の能力というか質の問題だと思いますが、我々が担当した検察官、弁護人はほぼ同じレベルの内容で、非常に分かりやすかったです。

【司会者】

弁護人の事件の見立てというか事件のストーリーみたいなものも、それを聞いて、腑に落ちるような、こういうことを言いたいのだというのが分かったということですか。

【5番】

そうです。検察官も弁護人も全く反対な主張はするのだけれども、その根拠となるものを論理的にうまく図解して、パワーポイントを使うなどして説明されていたので、論点の違いが明確になっていて、両方ともすばらしかったです。

【司会者】

何のためにこれを言いたいのかというのが分かるような構造だったということですね。他の方はいかがですか。

【2番】

私が担当した事件は、幫助なのか共同正犯だったのかというのを争っていただけで、求めている、結論はやはり違いましたけれども、そこまでの過程の説明はどちらも分かりやすかったです。

【司会者】

そうすると、双方でどこが違うのかというところは、それを聞いた段階で分かったということですね。他の方はいかがですか。

【7番】

被告人が二人いて、それぞれに弁護人が二人ずつついていましたが、被告人Aについていた弁護人の方の資料は検察官の資料と比較しても論点が明確で割と分かりやすい部類だったと思っていますのですね。

ただ、被告人Bの弁護人の方は結局何が言いたいのかというのがよく分からなかったなと思います。

それは資料に限った話ではなくて、その後の証人尋問とかも基本的にずっとそうだったのですけれども、検察官と個人で動いているという感じの弁護人では、そういうところで差が出てくるのかなというのは思って、それは素人の裁判員の人から見ると結構大きな違いになってくるのかなとは思いました。

【8番】

私の場合もやはり弁護人が二人ついたのですが、一人の方は声も大きいし、同じようなことを繰り返して、みんなが聞いていて全体的にうなずけるようなそういう話をしていて、すごくいい感じだなと思いました。

もう一人の方は、同じ弁護士さんでありながら、その補佐みたいな感じになってしまっていました。

【司会者】

書面ではなくて冒頭陳述を説明するときに、裁判員の反応を見ながらみ砕いて説明を繰り返す場面もあるけれども、そういう説明をされると非常に理解に助かるということですね。他に意見のある方はいらっしゃいますか。

【1番】

科捜研が入ったというような事件でしたから、まず物理の話から持っていけないといけないという状況だったのですが、最初の段階で、多分パワーポイントとかあったら、逆にそれに引きずられて、こうではないかという思い込みが出てしまうような事件だったと思うので、現場の写真をいっぱい出されて、それで推理できたのが逆によかったのかなと思います。

交通事故ですけれども、2時間の殺人ドラマを解明していく推理をするみたいなのところもあって、その事実だけをまとめてパワーポイントになったら、この数字とこの数字に引っ張られるとか、そういうのを思ったりしたので、評議のときには結構悩みました。

【司会者】

今、言われたのは、多分証拠の問題ですね。検察官の報告書みたいな形できれいにまとめた報告書を映される場合もあれば、現場の見取図とか写真などを映す証拠もあったと思うのですけれども、報告書のようにきれいにまとめられているものよりも、現場の写真とかを見ながら自分たちで考えた方が分かりやすいところがあったということですかね。

【1番】

そうですね。

【司会者】

最初の冒頭陳述の段階で、何が争点になっているのかというのは分かりましたか。

【1番】

被告人の人生の方に、私たち一般人としては、そんな人もいるのかという感情論がすごく入ってしまったので、そういう生い立ちなのか、そういう境遇なのか、ではこういう事件が起こってもしょうがないのではないかとすることがあっても、そういうことは置いといてというところから始まって、危険運転なのか、過失致傷、致死なのか、そこが論点というのは分かります。ただ、評議に入るまでは、何でこ

んなに弁護側の証人と検察側でこんなに言うことが違うのだろうか、それを悩んだ記憶があって、もやっとしていました。

【司会者】

冒頭陳述の関係で御意見はありますか。強盗致傷の事件を担当された方などは、正犯なのか幫助犯なのかと、言葉自体が多分初めて聞く言葉だったと思いますが、冒頭陳述の段階でその辺の戸惑いというのはなかったですか。

【3番】

特にその辺の戸惑いはなかったですね。そのあたりも含めて、そういう言葉を使わずに説明をしてくださったので、すごくよかったなと思います。もちろん紙には書いてありましたけれども、一緒にやったのか、そうではないのかというところが争点ですということは、最初から皆さん、分かったかと思います。

パワーポイントで結構何枚もの資料を、弁護人側も検察官側も作ってきてくださったので、それはとても分かりやすかったと思っています。

【司会者】

ありがとうございます。

次に、証拠調べで書類の説明とか、証人尋問や被告人質問の内容が理解しにくい、質問の意味や意図が分からないとか、そういうことで苦勞された点というのがあれば、御意見を頂きたいのですが、いかがでしょうか。

【5番】

メールのやりとりの内容が結構出されましたが、私が検察官か弁護人の立場になって考えたときに、裁判官をきちっと説得できるだけの分かりやすい資料、説得力のある資料をそろえたいのだけれども、そろえられなければ負けるという世界かなと思っています。

【7番】

被告人に対する質問というところで、幾つか覚えている限りで言うと、被告人Aの方は、ホテルに人が来て荷物を渡されたと言っていて、被告人Bの方は、それは

全然知らなくて、露天商で何か買ったのだみたいなことを言っていたのですけれども、その被告人Bの方の弁護人が途中でグーグルマップを出してきて、その露天商から買った日にどういうふうに歩いたかみたいな質問をしたのです。それに対しての答えは一応あったのですけれども、こんなふうに何かぱっと言えたのだから、それはきっと正しいのだよということが言いたいのかなというのは、想像はつきましますけれども、結局何をしたくてその主張をしてきたのかというのがよくわからなかったなというのが、印象としてはあります。

もう一つは、また少し話が違うのですけれども、証拠調べでいろいろ写真とかを見せられたと思うのですけれども、それは結局法廷で見せられただけで、別にその後の評議の場で各自で参照するみたいなことができなかつたので、多分裁判官の方に言えば見せてもらえたと思うのですけれども、手元に置いていろいろ見ながら意見を言えたかということ、そういうことではなかつたのですが、それは少し不満というか、あれでよかったのかなというのが引っかかりとしてはあります。

【司会者】

今、評議の点でいい御注意をいただきました。証拠調べを法廷で行い、その後、証拠を裁判所に提出することになっています。私の合議体ですと、見たいとか、これは大事だなと思うものは、評議の場で、改めて回したりして見せることもあります。法廷で1回見たけれども、もう1回見たいとか、見たいのだけれども、少し言いにくいとか、いろいろあるのかなと思いますが、その辺の御意見を頂けると助かります。

【6番】

やはり見たい気持ちというか、確認したいのはありますよ。やはりそれをわざわざ持ってきていただいてまでという気持ちもあるし、結局、7番の方がおっしゃったように再度評議の間に証拠を見せてもらう場面はなかつたです。

【司会者】

例えば書類の証拠は裁判官の手元に来ているはずなので、写真とかだったらすぐ

見られるのですけれども。証拠物、例えばスーツケースとか何か大きなものですか。

【7番】

私としては、現物を見たかったというよりは、紙の形になったものが手元にあった方がよかったとっていて、見せてくださいとお願いしたら、多分すぐに見せてもらえたと思いますし、それが聞きづらかったかといったら、全然そんなことはないのです。

【8番】

私の場合は、最初に写真を見せていただいたときに、バットで殴られた傷がすごく大きくなっていて、その後に、こんなバットで殴られたら、こんな簡単に済む問題ではないよねという話になって、改めて証拠の写真を見せていただいたのです。

そうしたら、ある程度自分なりに納得できました。

分からなかったときに、裁判官に聞ける状況作りをしていただいたということがとてもよかったと思います。

【司会者】

写真は見て助かったと、もう一度見るのは意味があったということなのですね。

2番の方は、先ほど自己紹介の中で、血の出た写真を少し見たということでしたが、もう一度見たいとかはありましたか。

【2番】

幫助か共同正犯かというのを争っていて、実際にバットで殴られてけがをした被害者がいたのですけれども、被告人が殴った主犯だったわけではないので、その殴られた被害者の写真を見たところで、それはその人がやったことではないから、逆にどうなのだろうと、これも一緒に考えるべきなのかなという疑問を抱いたというのはあります。

【司会者】

共謀したかどうかで、実行した人は別にいたということですね。別にけががどんなにひどかろうが、それは別の人が出したもので、あまりそこは争点とは関係

しなかったということですか。

先ほどの交通事故の関係でいかがですか。写真を法廷で見たりして、ためになったとか、もう一度確認したいというようなニーズというのはあったのでしょうか。

【1番】

いいえ。現場の写真は、ガウジ痕という路面が削れた跡というのが証拠というか、本当に細かく、ここが何センチ何ミリとかやっている割に、何メートルしたらすうっと消えたみたいに言われたときに、後から何でそこをもう1回ちゃんと測らなかったのだらうと思いました。

【司会者】

手元に証拠がないと、評議がしにくかったということはないですか。

【1番】

ないです。

【司会者】

他の方はいかがですか。手元に見ておきたいというのは、メールのやりとりは紙があったのでしょうか。

【5番】

全て印刷です。それが各自に配られました。

【司会者】

それは評議をする上で助かりましたか。

【5番】

もちろんです。

【司会者】

それでは、次の話題に移ります。

証拠調べが終わって、最後に論告、弁論というのが、検察官や弁護人からされたと思います。その段階で配付されたメモというのは分かりやすかったかどうかということと、評議の場でそれをどの程度使ったかというのを教えていただければと思

います。いかがでしょうか。

【7番】

私のと時の評議はたしか冒頭陳述の資料に沿ってやっていって、その中で、論告、弁論でこういう話が出たねというものをまた随時議論するという形だったような気がします。この弁護人はこういう主張をしていたけれども、これはどうでしょうかみたいな質問を裁判官がされて、それでみんなで意見を言い合うみたいな形だったような記憶があります。

【司会者】

裁判所から何か紙を配って、評議の参考みたいな形でメモを配るとか、そういうことはありましたか。

【1番】

ありました。危険運転というのはこういう運転で、過失というのはこういうものなのですよという一覧ですね。それは非常に役に立ちました。

あと、一番最初の段階の話かもしれませんが、こういう事件でしたよという説明が、大体非常に長い文章だから、そのセンテンスを短くしないと自分の頭の中では、まず1番目にこれがあつた、2番目にこれがあつた、3番目にこれがあつたという箇条書きをグラフにして、頭の中に落とし込まないと、何だったのだろうというのをまとめる作業ができないので、文章とか資料は全員手元にあつて非常に役に立ちました。

【司会者】

多分起訴状ですね。起訴状で全て一文で書いてあり、理解しづらかったということですね。それで、裁判官が配ったのは、危険運転致死傷罪というのはどういう要件があると成立しますよ、過失運転致死傷というのはどういう要件が要るのですよと、対比表にしたような紙が配られたのですね。

【1番】

そうです。それで、それはエクセルシートなのですよ。だから、ずらずらではな

くて、こういうのでという表がエクセルシートなので、自分は日本語の長い文章が頭の中で理解できなくなっているのだな、こういうのがあって助かったなということのを思いました。

【司会者】

今、評議の中での裁判官の説明というところが出てきたので、そちらに少し話題を移らせてもらいます。

法律の解釈は裁判官だけができるということになってはいますが、その法律の解釈について評議の中で裁判官が説明をする場面があったと思うのです。

例えば、今の危険運転だったら、危険運転とはどういう意味なのかとか、それを認定できないとどうなっていくのかという法律の問題ですね。

それから、共謀と幫助のところなども同じように、共謀とはどういう意味ですかとか、幫助とはどういう意味ですかという説明が多分あったと思うのです。

例えば輸入の故意などでも、確実に知っていなければいけないのか、そうではなくて、かもしれないでもいいとか、いろいろ説明があったと思うのですが、裁判官の法律に関する説明というのは分かりやすかったですか、分かりにくかったですか。

【5番】

裁判官から改めて資料を頂いたことはなかったです。覚せい剤密輸事件なのですが、検察官は、違法薬物が隠されているかもしれないという疑いを持った状態と認識するならば有罪ということ、弁護人は覚せい剤であることを知らなかった可能性のある場合は無罪ということについて、初めから論点を整理して出してくれましたので、それに基づいて話し合いました。

【司会者】

特にその辺で裁判官の方から、改めて説明がなくても、それで協議を進められたのですか。

【5番】

そうです。

【司会者】

他の方はいかがですか。幫助とか共謀とかというのは、法律的には非常に難しいところなのですが、いかがでしたか。

【3番】

共同正犯や幫助犯、証言の信用性についてはもちろん説明がありました。

【司会者】

その法律の言葉については、裁判官の方から口頭で説明があったのですか。

【3番】

ホワイトボードに書いてくれたのです。あと、それに伴って量刑がどれぐらい、こちらはこうで、こちらはこうでという説明をしていただきました。

【司会者】

そういう説明がないとやはりなかなか議論しにくかったですか。

【3番】

議論しにくいというよりも、はっきりしたというところだったと思います。

【司会者】

あと、その証言の信用性を議論する場面があったと思います。感覚では信用できる、信用できないと思うことがあって、何でですかと聞かれると、多分困ってしまうこともあったと思うのです。

そのときに、裁判官の方から何か説明はありましたか。こういう点を見たらどうですかとか、あるいは論告や弁論を使ったりして、論告ではこう書いてありますけれども、どうですかとか、弁論ではこう書いてありますけれども、どんな感じで進められましたか。

【3番】

証言の信用性に関しては、それぞれ言っていることが当然違うので、どちらがどうとるかということに関しては、話の整合性とか、今までの証人の方たちのバックグラウンドが、暴力団関係者とか、前科があるとか、そういう方が結構いらしたの

で、そのあたりも含めて、今の被告人の反省度合いとかも含めて話した覚えがあります。

【司会者】

危険運転の事件は、法律的にも難しいところがあったようですが、その点は、紙が配られて非常に助かったということなのではすけれども、法律のことが分からないまま、何でこのことを議論しているのか分からないなという場面はなかったですか。

【1番】

それはなかったです。

弁護士と検察官では全然真っ向から話は違うのですけれども、中立の立場でチーム裁判所として一体感があって、説明がこちらとこちらで言っていることが違うので、これは違うのではないかというのがあって、裁判所としてはそれをもう1回聞いてみましょうということで聞いてみて、疑わしかったらそれはこちらですねみたいなことで、チーム感がすごくあってよかったなというのがあります。

あとは、危険運転の刑の重さを見てびっくりしたのは覚えています。

【司会者】

量刑の場面ですかね。

有罪になったものは刑をどれぐらいにするかという場面があって、刑を何年に決めますかと言われても多分皆さんはすぐには分からなかったと思います。だから、量刑の考え方や決め方について説明がされることが多いと思うのですけれども、その説明は分かりましたか。

【2番】

グラフみたいなものがありました。

【司会者】

そうです。グラフを使って絞るのですよみたいなのは、分かりましたか。

【2番】

そういうものなのだろうなというのはあって、もしかしたら、この人は少し範囲

よりも重いのではないかと思ったこともあったのですが、実際、実行犯の方が先に判決が出ていて、この年数と決まっています、強盗致傷という事件において、実行犯が負わせたけがの罪より重いというのはどうなのだろうと思いました。

【司会者】

基準といいますか、一つ参考になるものがあつたのですね。その量刑の考え方がみたいな一般的な説明は分かりましたか。

【2番】

そうですね。

【7番】

私は法学部で勉強した者なので、法学部で聞いたとおり、応報がベースで、一般予防、特別予防がみたいな話がありました。

【司会者】

6番の方はいかがですか。

【6番】

あのグラフを見て、軽いなと思いました。

【司会者】

思っていたよりもグラフを見ると軽くて、何でこんなに軽いのかという説明としては、多分いろいろな説明をされたと思うのですけれども、それは分かりましたか。

【6番】

それを聞くと、やはり実態はそういうものなのだなと思いました。

【8番】

そのことに関しては、本当にかみ砕いて説明していただいたので、自分はずっと軽く思っていたのですけれども、意外と、皆さんの意見を聞いたりして納得する数字が出ました。だから、そのことに関しては、やはりいろいろな数字を見ていったときに、これだけの数が出て、これでいいのだなと、それは納得しました。

【司会者】

初めて裁判をすると、刑と言われて直感的になってしまわざるを得ないですね。そういうところで我々が皆さんに直感にならないように、量刑の考え方というのはこういうふうになっていて、他の似たような事案とのバランスというものを考えながらいかないと、ある裁判体では重くて、ある裁判体となったら同じ事件なのに軽いというのはおかしいですから、こういうものを見てやるのですよというのは御説明させていただいていると思うのですが、それは大体皆さんの常識にもかなってはいらぬのですか。直感ではないということはよかったということですか。

【8番】

私はどちらかというところ、直感でぱっと出してしまったから、勘で言っていると言われてしまったのですけれども、やはり全てかみ砕いて言われたときに、こういうものなのだなと、それはすごく自分で感じました。

【司会者】

あと、量刑のグラフを見る場面があったと思うのですが、あれは皆さんから意見を出してもらって、この事件だとこんなグラフを見たら参考になりますねということで、実際に裁判官がパソコンを操作しながら、様々なグラフは見せてもらったと思うのです。その後、実際に事例の細かい内容も見られる場面がありますね。そのグラフの全件を見たという方はいますか。

【2番】

あまりにも件数多くて、全件というのは見ていないです。

【7番】

私はたしか、覚せい剤の営利目的の密輸は、中央値が大体7年から9年ぐらいだったのですけれども、下の方の飛び抜けて軽いものは1年とかというのがあったので、それはどういう事案なのですかと言って、それで見せてもらったという覚えがあります。

【2番】

同じような事例をまず開いて何件か見ました。

【司会者】

裁判所も実は悩んでいて、あまり見せてしまうと、似たもの探しをしてしまうので、せっかく裁判員の方を入れて裁判員の御意見を反映させたいと思っているのに、他の事例と似ているからこれというのは困るというのもあり、また、他方で、そうはいっても、何でこういうグラフになっているのか、大体のところは理解したいから、もう少し見たいというニーズを裁判員の方からお聞きしているのですが、その辺はいかがですか。もっと見たかったか、あるいはあの程度でいいという感じですか。

【7番】

個人としては、全体の傾向だけ見せてもらえれば、それで十分かなという印象は受けました。

【2番】

多分、そんなにいっぱい見る必要はないのかなと思います。

【司会者】

8番の方は、全部見たかったと思いますか。

【8番】

思わないけれども、意外と幅広くやっていただいて、説明していただいたので、それはよかったと思いますよ。

【3番】

件数は四、五件ぐらい見たと思うのですがけれども、割と中央値のところだけしか見ていなかったの、先ほど話があった、少し極端な場合の上と下は見たかったかなと思います。

【司会者】

あと裁判官の意見の表明の仕方なのですからけれども、話し過ぎとか、言わな過ぎとか、間が悪いとか、いろいろあると思うのですがけれども、説明の場合は説明せざるを得ないのでさせていただいているのですが、裁判官も意見は言わなければいけな

いし、かといって、最初から、私はこう思うと言ったら、多分皆さんが影響を受けてしまうということで、非常に遠慮していることが多いかなと思うのですが、いかがでしたか。

【5番】

ちょうどよかったです。

【司会者】

その裁判官の意見を聞いて、なるほどと思えば意見は変わったというならいいのですけれども、裁判官がこう言っているのなら自分の意見もこうしようかなと、変な影響を受けることはなかったですか。

【5番】

気持ちとしてはありました。説得力があるからなるほどと思ってしまうということです。裁判官は、場の意見の流れに沿って、それを確認するような内容の発言が多かったです。

【司会者】

他の方はいかがですか。裁判官の意見のタイミングとか量的なものとかは、いかがですか。

【2番】

全部座っている順番に裁判長がどう思うとみんなに聞いていて、最初だったわけでも最後だったわけでもなかったです。

【司会者】

裁判官も混ぜた状態でずっと聞いていったわけですね。

【2番】

そうですね。

【司会者】

そうすると、変に忖度して影響を受けるというよりも、内容自体でなるほどと思うこともあって、それは参考になるのですかね。

【2番】

参考になりました。

【司会者】

遠慮するところはないですか。裁判官がこう言ったから、そうなのかなとか、そういうことにはならなかったですか。

【2番】

図々しいぐらいのメンバーが集まったので、その辺のところは全然なかったですね。

【司会者】

裁判官はもっと言ってもいいということですか。

【2番】

そうですね。

【8番】

私は意外と何でも聞いてしまう方ですから、裁判官に疑問に思ったことを聞いてみると、いろいろな意見を言いながらその答えを出してくれたから、そういう意味では非常によかったです。

かなりその場がリラックスできて、裁判官も皆さんにすごく気を遣っていただいて、それがすごくよく分かって、とてもよかったですと思います。

【司会者】

裁判官が話し過ぎとか、そういうのはないですか。

【8番】

それはないです。逆に聞きたいと思っていた話を聞かせてもらえる状態でしたから、それがとてもよかったですと思います。

【7番】

私のときは、事実認定のところはそもそも裁判の中で争いがあまりなかったので、みんなが意見を言うというのは少なかつたのですけれども、量刑を決めるときには

結構意見が出ていました。その際に、なるべく意見を言いやすいようにしようということで、附箋か何かに名前を書かないで、被告人A何年、被告人B何年みたいのをみんな書いて、それを集めて集計して、それを一旦集計するごとに、裁判官の方だけは何年にしたかと、どうしてそうしたかというのを意見をおっしゃるみたいな形で、それ以外の人も、自分はこう思うみたいなことを言っていくという形をとりました。

量刑の場面だと何を考慮するかということについて、結局素人には分からないので、どういう事情を裁判官が重く見ているかというのが情報としてはありがたかったなと思っています。

【司会者】

それが御自身の意見の足かせになったことはないですか。

【7番】

私は割と人にけちをつけてしまうタイプなので、そういうことでいいのですかみたいに逆に聞いたりしていた覚えがあります。むしろ批判的な意見も言えました。

【司会者】

6番の方はいかがですか。

【6番】

まずは裁判員が一通り話をして、その後で裁判長が、裁判員の方にどうという意見を求めておられた気がするのですね。だから、先にプロの方がしゃべって、その後、我々が意見を述べるという場面はなかったと思いますが、話しやすい雰囲気ではありました。我々の方もそんなにべらべら話せるわけでもないし、緊張してずっとやっていますからね。

【司会者】

裁判官が言ったからといって、ははあという感じにはならないですか。

そういう見方があると納得できれば、当然受け入れられるし、何でなのだろうと疑問を持てば、質問をするような形で解消できていましたか。裁判官がそう言うな

らそうしておくかという感じにはならなかったですか。

【6番】

ほとんどならなかったと思います。

【司会者】

ありがとうございます。

皆さん、裁判官に聞くとか、検察官、弁護人に会うのも初めての方が多いだらうと思うのですがけれども、裁判官のイメージというのは変わりましたか。

【一同】

変わりました。

【1番】

すごく穏やかで、私たちなども言いたいことを言える雰囲気を出してくださっていて、本当にひたすら子供が育つのを見ているというぐらい、いいお父さんのような雰囲気を出していた裁判長が、最後の判決のときに、被告人に対し説諭している姿を見て、格好いいなという感じでした。

最後、判決の主文、最初に被告人を懲役何年に処するというのは、ドラマに出たとおりだと思って、あとは一字一句間違わないように読むではないですか。

それで、読まれた後に、御自身の言葉で被告人を諭すようなところが、本当に格好よかったです。

【司会者】

他の方はいかがですか。接遇面も含めて、いろいろ努力はしているのですが、少し足りないというところがあれば是非足りないところを教えてほしいのです。

【7番】

足りないところではなくて、十分過ぎるぐらいにやっていただいたと思います。すごく印象に残っているのが、法廷の場で、裁判官と裁判員が退出した後に、傍聴席から弁護人に何か話しかけた人がいたようで、それを重く見てくださって、何かあるといけないからといって、その次からは裁判員の部屋に行くまでのルートをし

ばらく少し変えますみたいな対処もしていただいたりとかで、そういうところは本当に気を遣っているのだなというのを感じました。

【5番】

率直に言って、税金を使っているのだからこんなにサービスは要らないかなと思います。もっと淡々と事務的にやってもいいかなと思います。だって、帰るときにエレベーターまで送ってくれますからね。

【1番】

でも、今、被告人の人たちが退出しますからもう少し待っていてくださいとか、絶対かち合わないようになっているのは、裁判員になるとか、なりそうだという人は、その後が怖いとか、何かあるのではないかというのをすごく懸念されている人が多いので、そういう意味では私たちを守ってくれているなというのは非常に感じたので、それに対してはほどよいのかなと感じました。

【斉藤裁判官】

1番の方が御経験された事件は、被告人が公判のときに既に保釈されているという事件でしたので、裁判員の方と法廷に来た被告人とがかち合わないよう裁判所としては特に気を付けなければいけない事件だったということですね。

【司会者】

次に、評決の場面に話を移したいと思います。特に量刑の場合でいいのですけれども、評決の方法は例えば挙手をするとか、無記名で紙に書いて投票するとか、いろいろな方法があったと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

【2番】

幫助か共同正犯かという意味では、話し合いがついていたのですけれども、刑に関しては、一番最初に意見を言うのは嫌だなと思ったところは、正直ありました。

【司会者】

そうすると、書面による投票の方がいいということですね。

【2番】

そうですね。よかったかなと思います。

【司会者】

その他に何か御意見はありますか。

【6番】

結局無記名でしたけれども、これに対して何か意見がありますかといわれると、言わざるを得ないでしょうから、一緒なのですよ。

私はこれにしましたといって、何でそうなったかというのは、みんなで話したり、意見を出し合ったりしました。

【7番】

私も今おっしゃったこととほとんど同意見で、無記名にする必要がないし、むしろしない方がよかったかなというのは思っていて、やはり最初の方はプレッシャーがあるでしょうし、結局、記名の投票が一番よかったのかなとは思っています。

【8番】

私は何年ですと一番最初に意見を言ってしまったので、後からちょっと失敗したかなと思ったのですが、最終的には納得した数字が出たので、やはりこのねという納得感はありました。

【司会者】

評議の時間なのですけれども、結構これは裁判体とか事件によって全然違うのです。難しい事件になれば、当然評議の時間も長くなるし、皆さんは否認事件ですけれども、自白事件になれば、評議の時間も1日とかで終わるものもあります。事件によるので、何日が長い、何日が短いということではないのですが、御自身が担当された事件で評議の時間が長かった、短かった、あるいはこんなものかなというのは、何か御意見があれば、いかがですか。

【7番】

個人的に、議論が短いとか長いと思ったということはなく、結論を出すには必要十分だったろうなと思うのですけれども、結局、事実認定のところで割と話

がぱっと終わってしまったというのもあって、最初に予定されていたよりは早く終わったのです。

最初の感想のところとつながりますけれども、こんなたかだか数日ちょっと議論して、それで懲役何年というのを人に言っているのかなというのは、引っかけりとしては残りますけれども、それ以上時間をとったから結論が変わったかといえ、多分それは変わってないだろうなというのが同時にあってという感じです。

【司会者】

万が一議論がまとまらないことを考慮して、日程を長めにとって、必要に応じてキャンセルさせていただくということもあるのですけれども、予定の日を丸々使ったというところがありますか。

【2番】

使ったと思います。解散の時間に終わらなくて、個人的にみんな残って聞いていたぐらいでした。

【司会者】

逆に日程が少な過ぎたのですね。否認事件ですから、2日半というのは、そもそもタイトにとっていたのですね。

【1番】

率直に思ったのは、会社の会議とかだとお尻の時間が決まっていて、次がこれになるので、あとはこれで終わりみたいな、言い足りないところとか、納得しないところがあるけれども、もう決まってしまったというのが非常に多いですが、裁判では早く終わったら早く終わったでいいのだけれども、納得するまでやりましょうということで、心の中に残らずに済みました。人を裁くわけなので、時間で切って、この人の人生を私たちが決めてしまうのかというところがあるから、それはいい時間配分というか、その日も5時までとあったけれども、5時より少し早く終わったりとか、恐らく日程が短いという方と違って、余裕は持っていたのだけれども、それより早く終わる、そして、自分たちの中に残らず、全部思うことを言って納得し

て終わられて、よかったなという感じですね。

【司会者】

ありがとうございます。

では、最後に、今度、裁判員になられる方へ何か伝えたいこととか、御自由に御感想を言っていただく機会が設けられていますが、いかがですか。

【8番】

私はいい印象しかないですね。もし裁判員に選ばれたときに、前向きに考えていたら、素晴らしい体験ができると思うのです。

沈む思いをするかもしれないけれども、いろいろな体験をするということはとても大事なことだと思います。

【7番】

裁判員になって、個人的にはものすごくいい経験をしたので、裁判員の通知が来たら、拒否とかしないで、ちゃんと行った方がいいよというのは、印象としてあります。あと、ひどい事件のニュースがあると、すぐ厳罰化だといって大騒ぎする印象があるのですけれども、その中で裁判員制度みたいに、自分がもしかしたらそれを裁く立場になるかもというのがあると、本当にこの事件について厳罰化していいのかというのは、視点として持てるというのがあると思うので、制度自体はあっていいものなのだなというふうな感想はあります。

ただ、制度自体にけちをつけると、守秘義務があるではないですか。あれの範囲がいまいちよく分からなくて、その後で、自分で調べたりもしたのですけれども、結局、話していい範囲とよくない範囲がまだよく分からないというところがあって、そこは少し改善していただけたらなという感想です。

【6番】

やはり冒頭も言ったように、いい経験をさせていただいたと思って、周りには裁判員をやったよと言うと、やらない方法に何があるのかという聞き方をされるのですが、こういう経験は希望してもできるわけでもないですし、是非経験していただ

きたいなというのが率直な気持ちです。

あと、最後に、これは制度の問題だということにはなるけれども、補充裁判員の方がずっと8人でいろいろお話していったときに、最後の最後に評決には参加できない。判決のときも今まで一緒にやっていたのが、傍聴席からになるというのが、私的には少し納得感がないというか、一緒に1週間ぐらいやっているのに、何でそこでそういうふうに差をつけざるを得ないのか、これは制度の問題なので、どうもこうもというのではないのかも分からないけれども、そういう印象を受けたので、改善される機会があればなと思います。

今日もこれに入ってくるときに、裁判所の庁舎の入口に紙が張ってありましたけれども、今後、千葉地方裁判所では、庁舎の入口付近でセキュリティーチェックをやられるということですが、それは非常にいいなと思いました。7番の方もおっしゃったように変な人もいるということで、そういう話を聞くとやはりどきっとします。裁判所内で起きた事件もありましたね。

その割には、傍聴席の方はフリーで、私も裁判員を経験してから2回、傍聴に来たのですけれども、マニアックな方が傍聴をされているのに、今までだったらフリーに何でも持ち込めたのだろうが、今度はちゃんとゲート式の金属探知機が設置されるということで、以前より安全になるのかなという印象を受けました。

【5番】

私の女房はこの前、裁判員の抽選が外れまして、私がねちっこく体験談を語るものですから、残念そうでした。一度経験してみたかったということですね。

補充裁判員の立場から、最初、ただ座っているだけですか、意見も言わないのですかと言ったら、いや、自由に意見を言っているのです、ただ評決のときだけ、あなたの権利がなくなりますと説明されました。私は非常にいい方法かなと思っています。

【3番】

私は裁判員制度ができたときから、当たらないかなと思っていました。周りの人

に言うと、6番の方のように、何かそれはやらない方法はあるのかとか、何があるのかとか、よくやるねとか、うらやましがる人もいたりしましたがけれども、全体的にはネガティブな意見の方が多いかなというのが印象で、まず面倒くさい、人を裁くなんてできないとかいうところがありますね。

ただ、私自身ができるだけ関わろうと思って、今回の意見交換会の方も出させていただいたのですが、印象としましては、これからもし機会があれば、是非やってみた方がいいよというアドバイスは、周りの人に積極的に話はしています。

あと、ニュースとかで見ると、殺人とかは写真そのものではなくて、例えばイラストとか、そういう形で出すということも聞いていますし、私は法曹界は全く関係ない分野の仕事をしていますので、裁判官の方とか検察官の方とかにお会いできただけでもすごく楽しくて、そういうことも含めて、法曹界にあまり関係ない人であればこそ、絶対経験してみた方がいいかなというのは思います。

【2番】

最終的な印象としては本当にやってよかったというのがあって、やはり事件がそんなに重くなかったというのがあれなのですけれども、自分の事件が終わった後のニュースで裁判員が被告人の関係者から声をかけられたみたいなニュースを見たときに、やはりこういうのもまだなくはないのだと思ったのは、一つ不安要素として残るところではあるのかなという感じを受けました。また、最初、5日間連続でやって、週が明けてもう1日あって、中何日かあいて判決だったと思うのですけれども、仕事をそれだけ休むというのがそんなに簡単なことではなくて、たまたま私はその期間にけがをした状態で労災だったから来られただけだったので、なかなか難しいなと思うところがありますね。

【1番】

事実は一つなのだけれども、こうだったのかもしれないとか、こうではないのかとか、科学の力を使って、いろいろな見方を検証しているのですけれども、人を裁くことで、角度が違くと見え方が違う、立場が違くと意見が違う、それから、影響

力のある人の言葉を聞くと、それに流されるとか、いろいろなことを、言葉にできないながらも体得というか、体感できると思うので、是非機会があったら参加してほしいと思います。

たまたま私も仕事がちょうどそこで抜けてもいいような環境の日程だったのですね。仕事をしていると、休めないから最初から行けないわと行かない方向に書く人もいると思うのですが、それぞれの立場で見方が全然違って、自分の世界がどんどん専門の仕事をすればするほど見方が狭くなっているのではないかなと、世の中はこんなに広くて、こんなにいろいろな人生があって、こんなことがあるのだということが、何かのときに絶対役に立つだろうから、絶対裁判員を経験すべきだと思いました。

裁判官の方とか裁判長の方も私たちをすごく尊重してくれたので、それは心地よかったし、やってもいないのに文句を言わずにやってみようやというのを言いたい気持ちになりましたね。

それで、こんなおもしろいエピソードもあるよとかというのをもっと広めていたり、国民の義務的な感じではなく、裁判員当たったらやりましょうよという流れがもっと国全体に広がると思いますし、意味もなく怖がることのないように、死体を見たら夜中にフラッシュバックするような証拠は法廷には出てきませんよとかというのをもっと分かりやすく宣伝したらいいと思いますね。

【司会者】

どうもありがとうございました。

弁護士、検察官から御質問が何かあればどうぞ。

【青木弁護士】

弁護士の青木から質問させていただきます。

話の中で弁護人の活動について指摘があったので、その点について伺いたいと思うのですが、具体的に言うと、6番の方と7番の方の中で、弁護人の活動で、不十分な点があったようにお聞きしたのですが、具体的に主張の内容が分か

りにくいというものだったのか、それとも資料自体が何が書いてあるのか分からないとか、そのあたりというのはどういう分かりにくさだったのか、分かる範囲で教えていただければと思うのです。

【6番】

メモのような資料で、それについて話されるのですけれども、何が言いたいかが分からない、要は何を証明しようとしているのかが分からないということです。

【青木弁護士】

それは被告人二人の弁護士両方とも分かりにくかったということですか。

【6番】

いいえ。7番の方がおっしゃったように、二人いて、一人の方だけです。

【7番】

被告人A、被告人B、それぞれ二人ずつ弁護士の方がついていて、被告人Bについていた弁護士のうち、被告人質問とか証人尋問とかはその片方がやって、最後の弁論のところでもう一人が出てくるみたいな構成だったと記憶しています。まず被告人質問とか証人尋問とかでやった弁護士の方が、多分経験が浅いのだろうと思うのですけれども、話し方が割と話があっちへ行ったりこっちへ行ったりという感じでしたので、裁判員は結局素人なので、初めての人を相手にするのにこれは何かどうなのという印象を持ちました。

もう一人の最後の弁論のところに出てきた弁護士は、それ以外の方は大体資料とかを配って、それを追いかけるような形で説明してくださったのですけれども、その弁護士の方はたしか手書きのメモか何かを弁論のときにモニターに映して、それに基づいて話すということをやっている、そもそもそれが見えて分からないというのと、それまで言っていなかったことが突然出てきたような印象があって、それがやはり活動として不十分かなという印象を受けたという感じです。

【青木弁護士】

貴重な意見をありがとうございます。

【司会者】

今日はお忙しいところ，どうもありがとうございました。事件が終わってからもこうやって裁判員裁判のこと，あるいは裁判所のことを気にとめていただいて，本当に感謝しております。

その期待に応えられるように，そして，今日頂いた意見をまた生かして，それぞれの事件の解決もそうですけれども，裁判所全体の安全の問題とか，いろいろ御意見をいただきましたので，それを生かして頑張っていきたいと思いますので，また応援をよろしく願いいたします。